

建築物や建築設備等の定期報告制度について

定期報告制度とは

- 近年、建築物の構造の老朽化や建築設備の作動不良に伴う事故が相次いで発生しております。このような建築物による事故を未然に防ぎ、利用者等が安全で快適に使い続けることを目的に、平成28年に建築基準法が改正され、一定規模以上の特定の建築物等の所有者(管理者)は、建築物の敷地・外部・屋上・屋根・内部・避難施設や建築設備等について、専門の技術者(有資格者)に定期的に調査・検査をしてもらい、その結果を特定行政庁に報告することが定められました。

定期報告の対象となる建築物、防火設備、昇降機等

建築物

劇場、観覧場、病院、旅館、ホテル、スポーツ練習場、百貨店、キャバレーなどで一定の規模等を有するもの(特定建築物)が対象となります。詳しくは裏面の『定期報告を要する建築物・防火設備・昇降機等と報告時期』をご参照ください。

防火設備

特定建築物や病院等に設けられた防火設備※(特定建築設備)が対象となります。詳しくは裏面の『定期報告を要する建築物・防火設備・昇降機等と報告時期』をご参照ください。

※ 建築物に対象となる防火設備が設置されていない場合は、「防火設備定期検査報告の対象となる防火設備の設置について」【様式4】を提出して下さい。様式は、下記「お問い合わせ先」の「ホームページ」に掲載しております。

昇降機 工作物

建築物に設けられた、昇降機(エレベーター、エスカレーター等)やウオーターシュート、コースター等が対象となります。詳しくは裏面の『定期報告を要する建築物・防火設備・昇降機等と報告時期』をご参照ください。

定期報告をする方

- 特定建築物、特定建築設備又は昇降機等の所有者(所有者と管理者が異なる場合は管理者)です。

報告時期

- 建築物は、3年ごと、防火設備、昇降機、工作物は、1年に1回、調査(検査)を行い報告が必要です。なお、建築物は、用途ごとに調査報告年度が異なります。詳しくは裏面の『定期報告を要する建築物・防火設備・昇降機等と報告時期』をご参照ください。

定期調査・検査を行うことができる資格者

- 定期調査・検査は、下記の有資格者が行うことができます。

用途 / 種類	一級建築士、 二級建築士	特定建築物調査員	建築設備検査員	防火設備検査員	昇降機等検査員
建築物	●	●			
防火設備	●			●	
昇降機	●				●
工作物	●				●

提出必要書類と提出先

- 提出必要書類は、下記の「用途/種類」欄に応じ各添付書類を添付し提出してください。

用途 / 種類	添付書類
建築物	○定期調査報告書【第36号の2様式】 ○定期調査報告概要書【第36号の3様式】 ○調査結果表【別記】 ○調査結果図【別添1様式】 ○関係写真【別添2様式】 ○付近見取図、配置図、各階平面図(調査結果図に添付してください。)
防火設備	○定期検査報告書【第36号の8様式】 ○定期検査報告概要書【第36号の9様式】 ○検査結果表【別記第1号から第4号】 ○検査結果図【別添1様式】 ○関係写真【別添2様式】 ○各階平面図(検査結果図に添付してください。)
昇降機 工作物	※『一般社団法人 中部ブロック昇降機等検査協議会』(ホームページ等)でご確認下さい

- 建築物及び防火設備は、『岐阜市まちづくり推進部建築指導課』へ提出して下さい。
- 昇降機及び工作物は、『一般社団法人 中部ブロック昇降機等検査協議会』へ提出して下さい。

お問い合わせ先

- 岐阜市 まちづくり推進部 建築指導課 指導係(庁舎17階) Tel. 058-265-4141(内線)3713 Tel. 058-214-2428(ダイヤル)
ホームページ: <https://www.city.gifu.lg.jp/info/machizukuri/1008055/1008081/1008082.html>【定期報告制度について】
※報告書等の様式を掲載しております。

定期報告を要する建築物・防火設備・昇降機等と報告時期

●：報告時期(年度内)

用途 / 種類	対象用途の規模等 ※1 下記のいずれかに該当するもの	報告時期(年度) ※2							
		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	
建築物	○ 劇場 ○ 映画館 ○ 演芸場	①3階以上の階に左記用途(100㎡以上)があるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階に左記用途(100㎡以上)があるもの		●			●		左記の最終報告年度から3年ごと
	○ 観覧場(屋外観覧場を除く。) ○ 公会堂 ○ 集会場	①3階以上の階に左記用途(100㎡以上)があるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階に左記用途(100㎡以上)があるもの		●			●		
	○ 病院 ○ 診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ○ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 ※4	①3階以上の階に左記用途(100㎡以上)があるもの ②2階部分に左記用途(300㎡以上)があるもの ※3 ③地階に左記用途(100㎡以上)があるもの			●			●	
	○ 旅館 ○ ホテル	①3階以上の階に左記用途(100㎡以上)があるもの ②2階部分に左記用途(300㎡以上)があるもの ③地階に左記用途(100㎡以上)があるもの	●			●			
	○ 体育館 ○ 美術館 ○ ボーリング場 ○ スケート場 ○ スポーツ練習場 (学校又は学校に付属する体育館その他これに類する用途を除く。)	①3階以上の階に左記用途(100㎡以上)があるもの ②左記用途の床面積が2,000㎡以上のもの	●			●			
	○ 百貨店 ○ 展示場	○ マーケット ○ 物品販売業を営む店舗	①3階以上の階に左記用途(100㎡以上)があるもの ②2階部分に左記用途(500㎡以上)があるもの ③左記用途の床面積が3,000㎡以上のもの ④地階に左記用途(100㎡以上)があるもの			●		●	
	○ キャバレー ○ ナイトクラブ ○ ダンスホール ○ 公衆浴場 ○ 料理店	○ カフェー ○ パー ○ 遊技場 ○ 待合 ○ 飲食店を営む店舗	①3階以上の階に左記用途(100㎡以上)があるもの ②2階部分に左記用途(500㎡以上)があるもの ③左記用途の床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階に左記用途(100㎡以上)があるもの		●			●	
防火設備	○ 定期調査報告を行う建築物 ○ 病院 ※5 ○ 診療所(患者の収容施設があるものに限る。) ※5 ○ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する建築物 ※4 ※5	随時閉鎖又は作動できる防火設備 (常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備は除く。)	1年に1回(毎年) (提出期間) 検査済証の交付を受けた月の前月1か月間 ※6						
昇降機	○ エレベーター、エスカレーター ○ 小荷物専用昇降機(フロアタイプ)	かごが住戸内のみを昇降するものは除く。 労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターは除く。							
工作物	○ 観光用の乗用エレベーター又はエスカレーター(一般交通の用に供するものは除く。) ○ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ○ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの								

※1 該当する用途が避難階のみにあるもの、又は該当する用途の床面積の合計が200㎡以下のものを除く。

※2 「報告時期」欄の「●」印が付された年度内に 岐阜市まちづくり推進部建築指導課 に提出してください。なお、新築時や改築時(一部の改築を除く。)に検査済証の交付を受けた場合においては、その直後の時期の報告は免除となります。

※3 病院、診療所にあつては、患者の収容施設があるもの。

※4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(建築物)とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法に基づく認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)を指す。

※5 該当する用途の床面積が200㎡を超えるもの。

※6 既存の小荷物専用昇降機と防火設備の提出は、平成30年6月1日から毎年とします。